

議案第 18 号

小城市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

小城市学校給食センター管理運営規則(平成 17 年小城市教育委員会規則第 18 号)の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 12 月 23 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症による欠席の場合は、給食費を還付しないこととするため、小城市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

小城市学校給食センター管理運営規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症による欠席の場合は、還付しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の小城市学校給食センター管理運営規則の規定は、令和 4 年 9 月 1 日から適用する。

議案第18号 小城市学校給食センター管理運営規則（平成17年小城市教育委員会規則第18号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（給食費の還付）</p> <p>第6条 欠席児童及び生徒の場合には、事前に届出があつて継続して5日を越えて給食を必要としなかった場合は、5日を超えた分に対して日割計算により給食費を還付する。_____</p> <p>_____</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（給食費の還付）</p> <p>第6条 欠席児童及び生徒の場合には、事前に届出があつて継続して5日を越えて給食を必要としなかった場合は、5日を超えた分に対して日割計算により給食費を還付する。<u>ただし、インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症による欠席の場合は、還付しない。</u></p> <p>2～4 （略）</p>